

令和6年度

山梨県医師海外留学資金貸与者

募集要項

令和6年7月

山梨県福祉保健部医務課

令和6年度山梨県医師海外留学資金貸与者募集要項

県内における医療水準の向上及び医師の確保を図るため、外国の病院又は教育施設において診療に関する高度な技術又は専門知識を修得する研修を受ける者で、海外留学研修の修了後、県内の公立病院等において医師の業務に従事し、かつ、修得した技術又は知識を普及しようとするものに対し、海外留学研修に要する資金を貸与する「山梨県医師海外留学資金貸与制度」について、山梨県医師海外留学資金貸与条例、同条例施行規則及び山梨県医師海外留学資金貸与実施要綱に基づき、令和6年度の対象者を次のとおり募集する。

1 募集内容

(1) 申請要件

次に掲げる要件をすべて満たす者

- 一 医師免許を受けている者
- 二 医師免許を受けた後の期間が5年以上15年以内である者
- 三 海外留学研修の期間が6月以上2年以内であり、かつ、令和7, 8年度中に当該研修を開始する者
- 四 海外留学研修を修了した後、県内の公立病院等において医師の業務に従事する意思を有している者
- 五 専門医の有資格者又は自治医科大学において正規の医学の課程を修めて卒業した者
- 六 山梨県医師修学資金の貸与を受けている者でないこと。

※ 県内の公立病院等については、別表のとおり。

(2) 海外留学資金の額等

- 一 海外留学研修に係る経費については、月額30万円
- 二 渡航及び帰国に要する経費については、往復の航空賃、鉄道賃及び車賃並びに宿泊料の実費(50万円を限度とする。)

三 貸与の方法

- ① 海外留学研修に係る経費は、毎年度、当該年度の分を5月末日までに貸与する。ただし、海外留学研修を開始した年度の分にあつては、海外留学研修を開始した日の属する月の翌月の末日までに貸与する。
- ② 渡航及び帰国に要する経費は、海外留学研修を開始した日の属する月の翌月の末日までに貸与する。

四 貸与期間

海外留学資金の貸与期間は、海外留学研修を開始する日の属する月から海外留学研修を修了した日の属する月までとする。

(3) 貸与人数 3人以内

※ (1)の要件に該当し、「海外留学研修を通じて、感染症対策に関して山梨県の医療に貢献していただける方」を優先して採用します。

(4) 返還の免除

貸与者が次のいずれかに該当するときは、海外留学資金の返還の債務を免除する。

- 一 海外留学研修を修了した日から起算して3月以内に県内の公立病院等において医師の業務を開始し、かつ、当該業務を開始した日の属する月から起算して海外留学資金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間、県内の公立病院等において当該業務に従事したとき
- 二 前号に規定する医師の業務に従事している期間中に業務上の理由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため当該業務に従事することができなくなったとき

(5) 返還

貸与者は、次のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が生じた日の属する月の翌月末日までに海外留学資金を返還しなければならない。

- 一 条例第6条第1項の規定により、海外留学資金を貸与する旨の契約が解除されたとき
- 二 医師の業務に従事している期間中に死亡したとき
- 三 医師免許を取り消されたとき
- 四 海外留学研修を修了した日から起算して3月以内に県内の公立病院等において医師の業務を開始しなかったとき
- 五 その他海外留学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

(6) 報告書の提出等

貸与者は、海外留学研修が修了したときは、遅滞なく海外留学研修に係る報告書を提出し、かつ、海外留学研修の修了の日から起算して一年以内に県内において海外留学研修の成果を発表しなければならない。

2 募集期間 令和6年7月12日(金)～令和7年1月24日(金)

3 申請方法

申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、山梨県福祉保健部医務課医療企画担当に郵送(簡易書留)により提出すること

- 一 海外留学資金貸与申請書(規則第1号様式)
- 二 医師免許証の写し
- 三 本籍の記載された住民票の写し
- 四 保証人(2名)の所得を証する書類 (実施要綱別紙3)
- 五 保証人(2名)の印鑑証明書
- 六 専門医資格を有する者にあつては、当該専門医資格を有することを証する書類
- 七 自治医科大学を卒業した者にあつては、当該大学を卒業したことを証する書類
- 八 海外留学研修計画書(規則第2号様式)
- 九 略歴(論文等の実績を含む)(様式不問)
- 十 現在所属している医療機関等からの推薦書(様式不問)

4 選考方法

提出された申請書等に対する書類審査及び面接により選考する。

面接の日程等については、追って申請者に連絡する。(面接予定時期:令和7年1月頃)

5 申請書の提出先及びお問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県福祉保健部医務課 医療企画担当 (担当:櫻田)

電話055-223-1480 FAX055-223-1486

別表

○返還免除対象医療機関(山梨県医師海外留学資金貸与条例第2条に規定する「公立病院等」一覧)

| No. | 病院名 | 所在地 |
|-----|---------------------------|--------------------|
| 1 | 山梨県立中央病院 | 甲府市富士見 1-1-1 |
| 2 | 市立甲府病院 | 甲府市増坪町 366 |
| 3 | 山梨県立あけぼの医療福祉センター | 韮崎市旭町上條南割 3251-1 |
| 4 | 山梨県立北病院 | 韮崎市旭町上條南割 3314-13 |
| 5 | 韮崎市国民健康保険韮崎市立病院 | 韮崎市本町 3-5-3 |
| 6 | 北杜市立甲陽病院 | 北杜市長坂町大八田 3954 |
| 7 | 北杜市立塩川病院 | 北杜市須玉町藤田 773 |
| 8 | 山梨市立牧丘病院 | 山梨市牧丘町窪平 302-2 |
| 9 | 甲州市立勝沼病院 | 甲州市勝沼町勝沼 950 |
| 10 | 身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合立飯富病院 | 身延町飯富 1628 |
| 11 | 峡南医療センター企業団市川三郷病院 | 市川三郷町市川大門 428-1 |
| 12 | 峡南医療センター企業団富士川病院 | 南巨摩郡富士川町鯉沢 340-1 |
| 13 | 国民健康保険富士吉田市立病院 | 富士吉田市上吉田 6530 |
| 14 | 山梨赤十字病院 | 富士河口湖町船津剣丸尾 6663-1 |
| 15 | 大月市立中央病院 | 大月市大月町花咲 1225 |
| 16 | 都留市立病院 | 都留市つる 5-1-55 |
| 17 | 上野原市立病院 | 上野原市上野原 3504-3 |

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者

印

海外留学資金貸与申請書

次のとおり海外留学資金の貸与を申請します。なお、海外留学資金の貸与を受けることとなったう
えは、山梨県医師海外留学資金貸与条例及び山梨県医師海外留学資金貸与条例施行規則の各
条項を遵守します。

| | | | |
|-----------|---------------|------------------|-------------|
| 貸与申請額 | 円 | 貸与期間 | 年 月から 年 月まで |
| | | 渡航及び帰国 に要する経費 | 円 |
| 申請者 | 氏名 生年月日 | 年 月 日生 | |
| | 本籍 | | |
| | 住所及び 連絡先 | | |
| 在籍中の医療機関等 | 名称 所在地 | | |
| 医師免許 | 登録年月日 登録番号 | 年 月 日 | |
| 専門医資格等 | | | |

申請者が貸与を受ける海外留学資金については、本人と連帯して債務を負担します。

令和 年 月 日

保証人

氏 名

印

住 所
(電話番号)

保証人

氏 名

印

住 所
(電話番号)

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 印

海外留学研修計画書

海外留学研修計画は、次のとおりです。

1 研修先(病院又は教育施設の名称、所在地及び連絡先)

2 研修の目的

3 研修期間

令和 年 月 ～ 令和 年 月

4 この研修が山梨県の医療水準の向上に資する理由(1,600字程度)

所得証明書

私の 年分の所得は、次のとおりです。

所得額 円

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

連帯保証人 住所 〒

連帯保証人 氏名

印

- ※ この証明書は、連帯保証人本人が記入してください。
- ※ 所得額
 - ・ 給与所得者の場合
源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」
 - ・ 上記以外の場合
 - ① 確定申告書A第一表「所得金額」欄の⑧欄の金額
 - ② 確定申告書B第一表「所得金額」欄の⑫欄の金額